

県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書

本格的な少子・高齢化社会を迎えて、安心して子どもを産み、育てられる施策の拡充が求められています。こうした中で、乳幼児医療費助成制度は公的医療保険制度を補充する制度として全国の多くの県や自治体で実施され、乳幼児の健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしています。

現在、宮城県の乳幼児医療費助成制度は、通院が3歳未満まで、入院が6歳に到達した後の最初の3月までを対象にし、全国的に見ても最低の4県の内の一つであります。全国では2012年10月現在、通院を就学前まで助成する県が26件、それ以上まで助成する県が12県、群馬県・東京都・鳥取県は15歳年度末まで助成しています。

しかし、市町村の間で制度が異なっているため、住む地域によってサービス内容に格差が生じています。

誰もが安心して子育てができるよう、子育て支援の立場から、県の助成制度をせめて小学校卒業までに拡充されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月20日

宮城県美里町議会議長 相 澤 清 一

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿